た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{48 \times \alpha}{103{,}000 \times A}$$

［略］

［５　略］

［１　略］

２　市町村又は財産区の所有する森林の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における市町村の所有する森林の面積と財産区の所有する森林の面積との合計数とする。

［３　略］

４　公有及び私有の林野面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在における民有林野の面積とする。

５　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\{(B \times 2{,}354) \times 2 + (C \times 98{,}431) \times 2 + D \times 59 + E \times 61\} / (541{,}000 \times A)$$

算式の符号

［略］

D　市町村の森林環境譲与税の９月譲与の基準となる人口

E　市町村の森林環境譲与税の３月譲与の基準となる人口

［６　略］

７　市町村の森林環境譲与税の九月譲与の基準となる人口（以下「市町村九月譲与基準人口」という。）は、森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第三条に規定する各市町村の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による人口とする。

８　市町村の森林環境譲与税の三月譲与の基準となる人口（以下「市町村三月譲与基準人口」という。）は、

十四　林業及び水産業の従業者数行政費

た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{50 \times \alpha}{95{,}800 \times A}$$

［同左］

［５　同上］

［１　同上］

２　市町村又は財産区の所有する森林の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における市町村の所有する森林の面積と財産区の所有する森林の面積との合計数とする。

［３　同上］

４　公有及び私有の林野面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における民有林野の面積とする。

５　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$(B \times 4{,}856 + C \times 203{,}796 + D \times 123) / (541{,}000 \times A)$$

算式の符号

［同左］

D　市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

［６　同上］

７　市町村の森林環境譲与税の譲与の基準となる人口（以下「市町村譲与基準人口」という。）は、森林環境税法第二十八条第一項及び森林環境税法施行規則第三条に規定する各市町村の人口とする。ただし、森林環境税法施行規則附則第五条第一項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による人口とする。

［新設］

十四　林業及び水産業の従業者数行政費